

令和 7 年 横審第 1 2 号

裁 決

貨物船 A 灯標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

海技免許 四級海技士 (航海)

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 10 月 11 日 17 時 06 分僅か過ぎ

千葉港千葉航路

2 船舶の要目

船種船名 貨物船 A

総トン数 499 トン

全長 74.84 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 735 キロワット

3 事実の経過

Aは、令和2年2月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台、同スタンド右舷側に電子海図システム2台、G P S プロッター及び機関遠隔操縦装置、船橋後部左舷側に海図台をそれぞれ設置し、a受審人ほか5人が乗り組み、空倉のまま、海水バラスト約900トンを張り、船首1.5メートル船尾3.3メートルの喫水をもって、令和6年10月11日16時45分千葉港千葉第3区（以下「第3区」という。）を発し、愛知県三河港に向かった。

ところで、千葉港は、東京湾奥部に位置して千葉区、外港及び葛南区に分かれ、千葉港東部の千葉区には更に第1区ないし第5区の5港区が設けられ、外港東部から第1区に至る東西方向に延びた長さ約4海里、幅約350メートルの千葉航路が第2区及び第3区の間に設定され、同航路の北側端沿いに千葉港第5号灯標（以下、千葉港の灯標及び灯浮標については「千葉港」の冠称を省略する。）を含めた灯標5基及び灯浮標1基、南側端沿いに灯標4基及び灯浮標2基がそれぞれ設置されていた。

また、a受審人は、船長として第3区に出入航した経験を多数回有し、平素より、離岸後、新港第1号灯浮標を右舷方に見て航過し、第5号灯標を船首目標として千葉航路に入り、第5号灯標まで約0.25海里の地点で左転し、同航路に沿う針路とする計画で出航しており、電子海図システムに千葉航路及び第5号灯標等の航路標識が表示されることを承知していた。

a受審人は、離岸操船に引き続き単独で船橋当直に当たり、電子海図システム及びそのデータを重畠してヘッドアップ表示、2海里レンジで前方約3海里まで表示するオフセンターとしたレーダー1台をそ

れぞれ作動させて第3区を南下し、新港第1号灯浮標を右舷方に見て航過後、17時00分僅か過ぎ第6号灯標から066度（真方位、以下同じ。）1.1海里の地点で、針路を255度に定めて自動操舵とし、7.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）から緩やかに増速しながら進行した。

a 受審人は、17時00分半僅か過ぎ第6号灯標から066度1.0海里の地点に至り、周囲に航行の支障となる他船を認めず、第5号灯標までまだ距離があると判断し、海図台に移動して船尾方を向き、立った姿勢で航海日誌の記載を始めた。

a 受審人は、17時01分半少し過ぎ千葉航路に入り、17時04分僅か過ぎ第6号灯標から052度790メートルの地点に達し、速力が12.6ノットとなったとき、第5号灯標まで860メートルのところとなり、その後第5号灯標に向首続航する状況となつたが、航海日誌を記載することに気をとられ、定期的に第5号灯標との相対位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかつたので、この状況に気付かなかつた。

こうして、a受審人は、第5号灯標に向首したまま進行し、17時06分ふと右舷船首方を見たところ、至近に迫つた第5号灯標を認めたものの、どうすることもできず、17時06分僅か過ぎ第6号灯標から323度350メートルの地点において、Aは、原針路のまま、12.8ノットの速力となったとき、第5号灯標に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部外板に擦過傷及び同部ハンドレールに曲損を、第5号灯標はプラットホーム部防護枠に曲損等をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件灯標衝突は、千葉航路において、三河港に向けて西行する際、船位の確認が不十分で、第5号灯標に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、千葉航路において、三河港に向けて西行する場合、第5号灯標に衝突することのないよう、定期的に第5号灯標との相対位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航海日誌を記載することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、第5号灯標に向首進行する状況に気付かず、第5号灯標への衝突を招き、船体及び第5号灯標にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年10月28日

横浜地方海難審判所

審 判 官 高 木 省 吾